## 基準１－３　教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目１－３－２　教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

【分析の手順】

・教授会等（教育活動に係る重要事項を審議するための組織）について、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。

・規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

※教育活動に係る重要な審議事項とは、学校教育法第93条第2項に定めるものをいう。

・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－２）

| 会議等名称 | 規定上の開催頻度 | 前年度における開催実績 |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |